

半田市職員駐車場利用要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、半田市の職員等が通勤のために使用する自動車を駐車するための駐車場（以下「職員駐車場」という。）の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(利用対象者)

第2条 職員駐車場を利用することができる者は、次のとおりとする。ただし、第2号に規定する者にあつては、自己が勤務する施設の職員駐車場に限り利用できるものとする。

- (1) 半田市役所庁舎に勤務する市職員
- (2) 前号に掲げる施設以外の市施設に勤務する市職員
- (3) 知多中部広域事務組合の市内の施設に勤務する職員
- (4) 前3号に規定する施設に勤務する国又は他の地方自治体から派遣された職員、団体職員並びに委託会社及び派遣会社の社員
- (5) 前各号に定める者のほか、職員駐車場を利用させることが適当と認められる者

(利用の申請)

第3条 前条第1号及び第2号に掲げる者が職員駐車場を利用しようとする場合は、職員駐車場利用申請書（様式第1）により申請しなければならない。

2 前条第3号から第6号までに掲げる者が職員駐車場を利用しようとする場合は、総務課長の指定する者が、職員駐車場利用申請書（団体用）（様式第2）により申請しなければならない。

(利用の許可)

第4条 前条の申請を受理した場合は、内容を審査し、適当と認めるときは、許可を決定するとともに、職員駐車場利用許可証（様式第3。以下「許可証」という。）を申請者に交付するものとする。ただし、前条第2項の規定による申請の場合は、実際に駐車場の利用を行う者に対して許可証を交付するものとする。

2 前項の規定により利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、職員駐車場の利用に際し、自動車内の外部から確認できる位置に許可証を掲示しなければならない。

3 許可証は、年度毎に更新するものとする。

(中止の届出)

第5条 第2条第1号及び第2号に掲げる者が職員駐車場の利用を中止しようとする

場合は、職員駐車場利用中止届出書（様式第4）により届出するとともに、利用中止後、直ちに許可証を返還しなければならない。

- 2 第2条第3号から第5号までに掲げる者が職員駐車場の利用を中止しようとする場合は、総務課長の指定する者が、職員駐車場利用中止届出書（団体用）（様式第5）により利用の中止を届出するとともに、利用中止後、直ちに許可証を返還しなければならない。

（許可の取消し）

第6条 利用者が、次に該当する場合は、利用の許可の取消しをするものとする。

（1）第2条に規定する利用対象者に該当しなくなった場合

（2）第8条に規定する義務に違反した場合

- 2 前項の規定により利用の許可の取消しを受けた者は、直ちに許可証を返還しなければならない。

（使用料）

第7条 利用者のうち、第2条第3号から第5号までに掲げる者は、月に1日以上通勤する日があるときは、利用月分の職員駐車場使用料として1,500円を納入しなければならない。ただし、同一週内の通勤日が5日未満の者にあつては、1,500円を5で除した額にその者の同一週内勤務日数を乗じて得た額を利用月分の職員駐車場使用料として徴収するものとし、同条第4号及び第5号に掲げる者が利用者である場合は、同月内で通勤する日が4日未満のときは、職員駐車場使用料を徴収しないものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めた者については、職員駐車場使用料を免除することができる。

（利用者の遵守義務）

第8条 利用者は、職員駐車場の利用に際し、次の事項を遵守しなければならない。

（1）職員駐車場内では必ず徐行する等事故防止に努めること。

（2）諸般の事情により、駐車場所の変更又は一時的な利用の制限を求められたときは、それに従うこと。

（3）その他他人に迷惑のかかる行為をしないこと。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

2 半田市職員駐車場利用要綱（平成7年4月1日施行）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年8月2日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。